

相談窓口

	相談内容	担当窓口	電話番号
妊娠前後	母子手帳交付	保健センター	78-2100
	妊娠・出産の相談		
	不妊治療		
乳幼児期	健康診査	保健センター	78-2100
	育児・発達相談		
	予防接種		
	福祉医療費	村民課	78-3111
	児童手当		
	障がい者支援	保健センター	78-2100
	ひとり親家庭支援	各担当窓口	P19 参照
	子育て支援・相談	子育て支援室	78-2286
	保育所の入所	教育委員会	78-3111
	一時保育	子育て支援室	78-2286
病後児保育			
学童以降	就学相談	教育委員会	78-3111
	家庭教育		
	子ども会		
	放課後子ども教室		
	学童保育		
	高校生通学支援		
各種奨学金			

子育て支援ガイド



東白川村



地域ぐるみで 村の未来を託す 子どもたちを健やかに育てよう

子どもの成長は、親や家族にとって本当に嬉しいものです。
子ども達の健やかな育ちはみんなの願いです。

この冊子には、皆さんの子育ての支援・子ども達の育ちの応援として
様々な相談・保健事業・支援制度・学習機会・情報提供などが
集約されています。

また、妊娠期、0歳から高校等への進学や進路に関するまでの
子育てに関する支援の情報などが記載されています。

どうか、本冊子を有効にお役立ていただいて、関係窓口等にお気軽に
お問い合わせいただき、明るく充実した子育てとなることを
願っています。

**東白川村は皆さんの「しっかり子育て」を
村ぐるみで「しっかり応援」していきます**

東 白 川 村

※本誌に記載した事項は、平成28年10月現在の内容です。
内容変更等は村のホームページで確認できますので、最新の情報をご確認ください。
い。 <https://www.vill.higashishirakawa.lg.jp/>

妊娠がわかったら

- 1) 母子健康手帳交付 (保健センター) 4
- 2) 妊婦一般健康診査 (保健センター) 4
- 3) マ マ ル - ム (保健センター) 4
- 4) 両 親 学 級 (教育委員会) 4

赤ちゃんが生まれたら ※経済的支援を含む

- 1) 出 生 届 (村 民 課) 5
- 2) 健 康 保 険 加 入 (村 民 課) 5
- 3) 出 産 育 児 一 時 金 (村 民 課) 5
- 4) 家 族 出 産 育 児 一 時 金 (村 民 課) 5
- 5) 福 祉 医 療 費 助 成 (村 民 課) 5
- 6) 児 童 手 当 (村 民 課) 6
- 7) 出 産 祝 金 (教育委員会) 6
- 8) ぎ ぶ っ こ カ ー ド (教育委員会) 6
- 9) 養 育 医 療 (保健センター) 7
- 10) 産 後 ケ ア (保健センター) 7
- 11) 母 乳 マ ッ サ ー ジ (保健センター) 7
- 12) こんにちは赤ちゃん訪問 (保健センター) 7
- 13) 赤 ち ゃ ん 相 談 (保健センター) 7

乳幼児の健康診査

- 1) 新 生 児 聴 覚 検 査 (保健センター) 8
- 2) 乳 児 健 診 (保健センター) 8
- 3) 育 児 学 級 (保健センター) 8
- 4) 1 歳 6 か 月 健 診 (保健センター) 8
- 5) は み が き 教 室 (保健センター) 9
- 6) 3 歳 児 健 診 (保健センター) 9
- 7) 就 学 時 健 診 (教育委員会) 9
- 8) 育 児 相 談 ・ 発 達 相 談 (保健センター) 9
- 9) 予 防 接 種 (保健センター) 10

障がいのある子どもへと家庭への支援

- 1) 身体障害者手帳 (保健センター) 11
- 2) 療育手帳 (保健センター) 11
- 3) 精神障害者福祉手帳 (保健センター) 11
- 4) 障害児福祉手当 (保健センター) 12
- 5) 自立支援医療 (保健センター) 12
- 6) 特別児童扶養手当 (村民課) 12

保育所へ入所するには

- 1) 保育所とは (教育委員会) 13

保育園では

- 1) 通常保育 (教育委員会) 14
- 2) 延長保育 (教育委員会) 14
- 3) 土曜保育 (教育委員会) 14
- 4) 低年齢児保育 (教育委員会) 14
- 5) 一時保育 (教育委員会) 14
- 6) 病後児保育 (教育委員会) 14
- 7) 広域入所保育 (教育委員会) 14
- 8) 3歳以上児保育料無料化事業 (教育委員会) 14

家庭教育学級

- 1) たまごくらぶ (妊婦・乳幼児) (保健センター) 15
- 2) ひよこくらぶ (未就園児) (教育委員会) 15
- 3) こっこくらぶ (保育園児) (教育委員会) 15
- 4) 地域子育て支援拠点事業 (教育委員会) 16
- 5) 子育て相談 (教育委員会) 16
- 6) 子育てヘルパー事業 (教育委員会) 16

小学校からの支援

- 1) 放課後子ども教室 (教育委員会) 17
- 2) 学童保育事業 (教育委員会) 17
- 3) 子ども会活動支援 (教育委員会) 17
- 4) 青少年健全育成村民会議 (教育委員会) 18
- 5) 子ども応援委員会 (年3回) (教育委員会) 18
- 6) 子ども会育成連絡協議会 (教育委員会) 18
- 7) 子育て連絡会議 (毎月) (教育委員会) 18

ひとり親家庭のために

- 1) 児童扶養手当 (村民課) 19
- 2) 福祉医療費助成 (村民課) 19
- 3) 保育所保育料の減免 (教育委員会) 19
- 4) 母子寡婦福祉資金貸付事業 (保健センター) 19
- 5) ひとり親中学校卒業生激励事業 (保健センター) 19

高校からの就学資金援助等

- 1) 選奨生修学資金貸与及び利子補給制度事業 (教育委員会) 20
- 2) 高校生通学支援事業 (教育委員会) 20
- 3) 岐阜県高等学校奨学金 (教育委員会) 20

その他の支援等

- 1) 育児休業給付金制度事業 21
- 2) 教育ローン (教育一般貸付) 21



母子健康手帳交付

分娩予定日が決定したら、母子健康手帳を交付します。医療機関から配布された妊娠届を持ってお越し下さい。母子健康手帳の交付は予約が必要です。

窓口：保健センター

妊婦一般健康診査費用助成

母子の健康の保持及び増進を図るため、14回分の妊婦一般健康診査費用の助成を行っています。

窓口：保健センター

ママルーム

妊娠中の方と1歳までのお子さんを持つお母さん同士の交流を図ることを目的に、月1回開催しています。
乳幼児の成長・発達を確認し、育児全般のアドバイスを行います。

【時間】午前9時30分～11時30分 【会場】保健センター

窓口：保健センター

両親学級

両親に対して、出産や育児など親になるための学習機会を提供し、母親だけでなく父親の育児参加の促進も進めています。

母子手帳交付時に父子手帳の配布をしています。

窓口：教育委員会



出生届

【手続き】 出生の日から14日以内に、子の住所地か本籍地又は出生地のいずれかに出生届を提出します。

【必要なもの】 出生証明書・母子健康手帳・印鑑

【届け出る人】 原則、子の父または母

窓口：村民課

健康保険加入

【国民健康保険の方】 出生届の際に申し出てください。

【社会保険等の方】 お勤め先でご確認ください。

窓口：村民課

出産育児一時金・家族出産育児一時金

出産した方の加入する健康保険から支給されます。
※原則として医療機関へ直接支払われます。
国民健康保険加入の方で退職後6か月以内の出産の場合は、退職前に加入していた社会保険等から支給されます。

支給額：出産児1人に付き 42万円

窓口：村民課

福祉医療費助成

18歳になる年度末までのお子さんにかかる保険診療の全医療費を無料とします。

窓口：村民課



児童手当

子育て支援を目的に児童手当が支給されます。認定請求が必要となります。公務員の方はお勤め先へ請求してください。

3歳未満	15,000円(月額)
3歳以上小学生修了前	10,000円(月額) (第3子以降は15,000円)
中学生修了前	10,000円(月額)

窓口：村民課

出産祝金

お子さんが生まれたことを祝福し、健やかな育成の支援のため、お子さんの誕生時にお祝い金を支給します。

- 第1子 … 5万円 (内つちのご商品券1万円)
- 第2子 … 10万円 (内つちのご商品券3万円)
- 第3子 … 20万円 (内つちのご商品券5万円)
- 第4子 … 30万円 (内つちのご商品券5万円)



窓口：教育委員会

子育て家庭応援キャンペーン事業（ぎふっこカード）

岐阜県では、18歳未満のお子さんがある世帯、妊娠中の方がいる世帯に「ぎふっこカード」を交付しています。参加店舗等で提示すると、様々な特典やサービスを受けることができます。

また、18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯には、「ぎふっこカードプラス」を交付して多子世帯を支援しています。

窓口：教育委員会

養育医療

養育のための入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において、医療の給付又は医療に要する費用を支給する制度です。

窓口：保健センター

産後ケア

出産後の育児支援を目的とし、母親と赤ちゃんが一緒に過ごせる宿泊型ケアを行なっています。産後ママの休養と赤ちゃんとの生活に慣れて、母親として少しずつ育児に自信をつけていただくことを目的としています。事前に予約が必要です。

窓口：保健センター

母乳マッサージ

母乳の分泌を促進させるための乳房マッサージを行なっています。その他、授乳指導や乳腺炎などのトラブル・断乳や卒乳の相談も行なっています。予約が必要です。

窓口：保健センター

こんにちは赤ちゃん訪問（乳幼児家庭全戸訪問）

赤ちゃんの健やかな成長とお母さんの悩みや不安を解消することを目的に、生後4か月未満の乳児への全家庭へ助産師が訪問します。子育てに関する情報提供や適切な指導、悩み相談や助言をします。

窓口：保健センター

赤ちゃん相談

0歳から就園前のお子さんの成長、発達を確認し、育児等の相談に応じます。月1回開催しています。

窓口：保健センター

新生児聴覚検査費用助成

生まれた赤ちゃんの耳の聞こえを確認するために、入院中に新生児聴覚検査が実施されます。その費用の助成を行っています。聴覚障がいや赤ちゃんのうちに発見し、適切な支援を受けることで心と身体の成長発達を促すことができます。

窓口：保健センター

乳児健診 (3～5ヶ月)

赤ちゃんの発育、栄養状態、先天的な病気を含めた健康状態を見逃さないために実施します。離乳食の試食や栄養相談も行います。

窓口：保健センター

育児学級 (6～8ヶ月)

寝返りやおすわりなどの身体の発育、心の発達などをみます。離乳食を試食します。お母さん同士の交流を深めます。

窓口：保健センター

1歳6か月健診

身体発育、運動発達や精神発達の状況をみます。また、栄養や生活習慣、虫歯の予防等の指導を行い、お子さんの健康保持及び増進を図ります。

窓口：保健センター



はみがき教室

2歳児とその保護者を対象に、歯科衛生士によるはみがき指導や食生活のチェックを行ないます。おやつを試食もあります。

窓口：保健センター

3歳児健診

視聴覚・運動・発達等の心身障がい、その他の病気や異常を早期に発見し、指導を行ないます。また、栄養や生活習慣、虫歯の予防等の指導を行い、お子さんの健康保持及び増進を図ります。

窓口：保健センター

就学時健診

児童の就学前の健康状態を把握するため、視力・聴覚・歯科・内科等の健康診査を行います。病気や異常を早期に発見し、就学へ向けての指導や保護者向けの説明を行ないます。

窓口：教育委員会

育児相談・発達相談

保健師・助産師による育児相談を行なっています。お子さんの成長・発達に伴って、育児の悩みも変わり心配や不安は尽きないものです。

言葉や発達に心配がある時など、どんなことでもご相談ください。随時対応させていただきます。

窓口：保健センター



予防接種



感染症からお子さんを守るために予防接種を行います。
感染症を予防したり、感染しても重症化を防ぐためのものです。

【定期接種】

予防接種法に基づく定期予防接種は、対象者の方は予防接種を受けるよう努めましょう。スケジュールや接種の案内は個別に連絡します。

予防接種は毎月1回、集団接種を行っています。

ワクチン名	標準接種時期	接種回数
ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン	生後2ヶ月～	4回
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2ヶ月～	4回
B型肝炎ワクチン	生後2ヶ月～	3回
4種混合ワクチン (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)	生後3ヶ月～	4回
BCGワクチン	生後5ヶ月～8ヶ月	1回
麻疹・風疹混合(MR)ワクチン	第1期 1歳～2歳 第2期 5歳～7歳	2回
水痘ワクチン	1歳～3歳	2回
日本脳炎ワクチン	初回:3歳 追加:4歳 第2期:9歳	4回
子宮頸がん予防ワクチン (ヒトパピローマウイルスワクチン)	13歳～16歳の女子 ※中学1年生女子に案内 しています	3回

【任意接種】

接種費用は自己負担になります。予防接種についてよく理解したうえで、医療機関へ保護者の方が申し込んで接種してください。

ワクチン名	標準接種時期	接種回数
ロタウイルスワクチン	生後6週	1価:2回 5価:3回
おたふくかぜワクチン	1歳以上	2回
インフルエンザワクチン	生後6ヶ月以上	13歳未満:2回 13歳以上:1回

身体障害者手帳（身体・機能に障害がある方）

身体障害者手帳は、各種障害の状態になられた方に対し、各種福祉制度を示し利用するための制度です。

- 【目的】 自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害を援助し、福祉の増進を図るために法律に基づいて援助や医療費助成など、制度を利用するため手帳が交付されます。
- 【対象者】 肢体が不自由な人、目が見にくい、耳が聞こえない人、平衡・音声・言語に障害のある人、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能に障害のある方などが対象者となります。
※手帳の等級は、障害程度により1級～6級までの区分があります。
- 【手続き】 必要書類は、申請書、診断書（指定医師作成のもの）、写真1枚、印鑑
※所定の様式が保健センターに有ります。

窓口：保健センター

療育手帳（知的障害がある方）

障害者の保護及び自立更生の援助を図るとともに知的障害者に対する理解と協力を求めるため、「療育手帳」が交付されます。

- 【目的】 更生を援助し、福祉を図ることを目的に障害の程度により区分され、必要な各種援助措置を提供いたします。
- 【対象者】 知的に障害が認められると判定された方
- 【手続き】 18歳未満の人 → 児童相談所 18歳以上の人 → 知的障害者更生相談
※上記の相談所が手帳交付の手続きを行ないます。
必要書類は、申請書、印鑑、写真1枚
※所定の様式が保健センターに有ります。

窓口：保健センター

精神障害者保健福祉手帳（精神疾患がある方）

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害にあることを認定するものです。手帳を持つてみる方には様々な支援策が講じられます。

- 【目的】 精神障害者の社会復帰、自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。
- 【対象者】 精神障害のため日常生活または、社会生活への制約がある人
- 【手続き】 必要書類は、申請書、診断書（指定医師作成のもの）、印鑑
※所定の様式が保健センターに有ります。

窓口：保健センター



障害児福祉手当

重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。

重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。障害児福祉手当は、原則として毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。

支給月額 14,600円

窓口：保健センター

自立支援医療（育成医療）

日常生活能力等の回復又は障害の軽減、改善するため指定自立支援医療機関で受ける医療を育成医療といい、原則、医療費の1割を負担していただきますが、世帯の課税状況によっては、負担が軽減されます。

窓口：保健センター

特別児童扶養手当

精神又は身体に中度の障害がある20歳未満の児童を養育・監護している父母又は養育者に手当が支給されます。

対象となる障害程度	療育手帳 A1、A2及びB1
	身体障害者手帳 1～3級及び4級の一部または同等の障がい
支給額	対象児1人につき
	1級 月額 51,500円
	2級 月額 34,300円

窓口：村民課

保育所とは…

保育所は家庭で保育にあたる者が、労働、疾病、出産、看護などの理由によって保育ができない時、お子さんをお預かりし、かわって保育をする施設です。

保育所では、年齢や発達に沿った保育内容を通して、遊びの経験を豊かに広げ、心身ともにのびのびした子をめざして保育を行っています。

保育所入所の基準は…

保育所に入所できるのは、東白川村に居住している家庭のお子さんで、保護者や同居親族、その他の者が次のいずれかに該当し、お子さんを家庭で保育できないと認められる場合です。

- ① 昼間に居宅内外での労働を常としている場合。
(居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働(内職等)を常としている場合を含む)
- ② 母親が妊娠中であるか又は出産後間がない場合。
- ③ 長期にわたる病人や心身に障害がある同居親族を常時介護している場合。
- ④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合。
- ⑤ 火災、風水害、震災等の復旧にあたっている場合。
- ⑥ 求職活動中(起業準備を含む)である場合。
- ⑦ 就学中(職業訓練校等における職業訓練を含む)である場合。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合。
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育所を利用している子どもがいて、継続が必要な場合。

保育所の入所手続きは…

- 1 村へ「保育の必要性」(利用申込書)の認定を申請していただきます。
- 2 認定された保護者へ村から「支給認定証」が交付されます。
(有効期間は就学前まで)
- 3 保育所の利用希望により、入所を決定し「施設利用内定通知書(入所承諾書)」を発行します。
- 4 保育料を決定し「利用契約決定通知書(保育料決定通知書)」を発行し、保育料を通知します。

窓口：教育委員会



保 育 園

- 【通常保育】 仕事など保護者の都合で、昼間家庭でお子さんを見ることができない場合に、児童を預かり保護者に代わり保育をします。
- 【延長保育】 就労等の都合で保護者が閉園時までにお子さんを迎えに来ることが難しい場合に、通常の保育時間を超えて、保育所に通うお子さんの保育を実施します。
・午前7時30分～8時00分 ・午後4時30分～6時30分
- 【土曜保育】 土曜日に保護者の就労状況により、家庭で保育ができない場合に保育をします。
- 【低年齢児保育】 保護者の就労機会と子育ての両立を支援するため、0歳～2歳児等の低年齢児のお子さんの保育をします。
- 【一時保育】 保護者がやむを得ない事情等により、家庭でお子さんをみるのが困難な場合に、子育て中の母親を支援するため、臨時又は緊急時に一時的に預かります。
・利用料金 3歳未満児 4時間以内 1,500円
4時間以上 3,000円
- 【病後児保育】 保護者が就労している場合等において、保育園及び小学校低学年児童が病気になった後の回復期において、登園・登校しての集団生活に適さない場合に病後児保育の受入をします。
・利用料金 1日 2,000円
- 【広域入所保育】 近隣の市町村の保育所への入所も可能です。但し、村の入所検討委員会の入所決定が必要となります。

窓口：教育委員会

3歳以上児保育料無料化事業

保護者の経済的負担を軽減することにより、安心してお子さんを産み育てる環境づくりのため、平成27年度からスタートしました。

国は、平成28年度から多子世帯保育料負担軽減措置を導入しました。所得年収要件によりますが、第2子半額、第3子以降無償化が完全実施され、これによって、3歳未満児保育において保育料無償化が適用される場合があります。

窓口：教育委員会

たまごくらぶ

- 【対象者】 妊婦～乳幼児期
- 【活動内容】 家庭訪問 … 妊産婦・新生児・乳幼児期の訪問
健 診 … 妊産婦・乳児・幼児健診
相 談 会 … 赤ちゃん相談、電話相談
勉 強 会 … マタニティクラス、はみがき教室、育児学級
- 【活動場所】 保健センター

窓口：保健センター

ひよこくらぶ

- 【対象者】 0～2才児の親子
- 【活動内容】 子育て交流会 … 親同士の交流、学習の場
家庭、地域訪問 … 各地域、家庭へ支援員が訪問し、地域での交流や子育ての悩みや相談に対応
子育てサークル … 親子での遊びや体験活動、サロン
- 【活動場所】 はなのき別館、むくハウス、各地区の公民館等

窓口：子育て支援室（教育委員会）

こっこくらぶ

- 【対象者】 保育園児親子
- 【活動内容】 保育セミナー … 親の学習の場
保 育 参 観 … お子さんの園での様子を参観、クラス懇談会
親 子 活 動 … 体験活動による親子でふれあう機会を提供
- 【活動場所】 みつば保育園、体験活動の出来る場所（屋外）

窓口：みつば保育園（教育委員会）



地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が交流を行なうための場所を提供し、交流を促進します。地域子育て関連情報の提供や子育てサークルの支援、家庭訪問や地域訪問を行なうとともに、子育て支援に関する講習会等を開催します。

【子育てサークル】 親子での体験活動・お誕生日会・地域での交流会

【子育て交流会】 年齢に応じた親子教室・おしゃべりサロン

【園庭開放・むくハウス開館】 親子の交流の場の提供

【絵本の貸出】 保育園にある絵本・楽天移動図書

【家庭訪問】 対象児（0～2歳）親子の家庭へ訪問

【子育て相談】 子育ての不安や悩みの相談について随時対応

窓口：子育て支援室（教育委員会）

子育て相談

子育て中の親御さんに対して乳幼児から児童・学生における子育て支援対策として、児童家庭相談員を配置した相談体制や、関係機関との連携を図りながらの指導体制を整えて各種相談に対応します。どんなことでもご相談ください。

また、児童虐待の防止や、被害者支援と保護等の早期対応を行うための、事案に対する協議も行ないます。

窓口：子育て支援室（教育委員会）

子育てヘルパー事業

18歳未満のお子さんがある家庭から育児の援助等の申し出があった場合、登録されたヘルパーを派遣し、家事・育児支援を行います。

窓口：教育委員会



放課後子ども教室

小学校低学年を対象に、放課後の安全かつ楽しく集団遊びができる場所を提供します。小学校で行っています。

授業の終了後に小学校低学年児童（1年生～3年生）が安全で楽しく遊べる場所を提供し、放課後に安全で楽しい集団遊びが出来るようスタッフを配置し、見守りをします。

高学年と一緒に下校することで、下校時の安全性を高めます。

窓口：教育委員会

学童保育事業（土曜・夏休み等長期休業中）

土曜・祝日や夏休み等の長期休業中に、仕事や家庭の都合でお子さんを預けるための仕組みとして「子育てママの会」が小学校低学年の学童保育を実施しています。

窓口：子育てママの会（NPO 法人青空見聞塾）

子ども会活動支援

子ども会活動の支援として、地域と連携して活動を行なう各単位子ども会を対象に、各種大会や研修等を行います。

ジュニアリーダー育成の支援として、インリーダー研修やアウトリーダーによる指導も提供しています。

夏休み中に行う宿泊体験を通じて、リーダーの役割や集団活動、命の大切さを学ぶ防災面の研修等も行っています。

窓口：教育委員会



青少年健全育成村民会議

子育て支援施策の連携・調整を図り、子育てや教育に関わるネットワークを地域全体で構築し、広範囲での支援事業を展開します。村ぐるみの教育を推進するため、村民会議を開催し、関係機関の連携強化により、子どもを育てていく意識の高揚を図り、情報を共有するとともに、青少年健全育成の啓発活動を実施します。

窓口：教育委員会

子ども応援委員会

青少年の校外生活や余暇生活等が健康的に行われるよう、各機関が連携して子ども達の見守りや指導をする活動です。保育園・小中学校で開催する各委員会や各機関が連携を密にするとともに、村のケーブルテレビや新聞折込チラシ等を活用して地域住民への情報提供と周知を図ります。

子ども会育成指導者連絡協議会

子ども会の自主活動を援助し、少年期における地域活動や異年齢集団活動の充実を図る。各単位活動の育成や子どもに関する団体同士の情報交換や活動促進のため、協議会を開催しています。

子育て連絡会議

子育て支援に関わっている保健師・助産師・保育園長・子育て支援室長・小中学校養護教諭・民生委員主任児童委員が、子育てに関する情報交換や児童虐待のケース検討会議等を開催し、各機関の連携を図ります。

窓口：教育委員会

児童扶養手当

父母の離婚等により、父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の児童のために支給されます。

<参考：児童扶養手当の月額> (平成28年8月～)

・子ども1人の場合 全部支給：42,330円

一部支給：42,320円～9,990円(所得に応じて決定されます)

・子ども2人以上の加算額 2人目：10,000円(全部支給)

3人目以降1人につき：6,000円(全部支給)

窓口：村民課

福祉医療費助成

母子父子家庭は、お子さんの年齢が18歳となる年度末までの保険診療の医療が無料で受けられます。

窓口：村民課

保育所保育料の減免

ひとり親家庭等のお子さんの保育所入所に対し、一定の条件に該当する場合に保育料を減免します。

窓口：教育委員会

母子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭の児童が、就学または就職するために必要な資金を、無利子で貸し付けます。

窓口：保健センター

ひとり親中学校卒業生激励事業

ひとり親家庭等で、中学校を卒業する生徒及び親に対し、村長から激励として記念品を贈ります。

窓口：保健センター



選奨生就学資金貸与及び利子補給制度事業

高等学校、国立高等専門学校に就学するための資金を金融機関が貸与し、その利子を村が補給することで、人材の育成を支援します。

窓口：教育委員会

高校生通学支援事業

お子さんを高校に通わせる村内在住の保護者を対象に、お子さんの教育とそれにかかる経済的な負担を軽減するために、補助金を交付します。

- ①自宅から濃飛バス（自主運行バス）を利用して通学する高校生
…………… 1ヶ月の定期代もしくは回数券の代金全額
- ②自宅から自家用車等を利用して通学する高校生 …………… 月額 10,000円
- ③下宿・寮またはアパート等から通学する高校生 …………… 月額 5,000円
- ④JRで白川口から古井駅・飛騨萩原駅等まで通学する高校生
…………… 月額 2,000円
- ⑤中津川市加子母から路線バスによって、飛騨萩原・中津川市内へ通学する高校生 …………… 月額 2,000円

窓口：教育委員会

岐阜県高等学校奨学金

岐阜県では県内の高等学校へ就学するための資金を無利子で貸付けを行っています。例年、4月から5月中旬まで在学期を通じて申請受付を行っています。生徒自身が第三子以降の場合は、希望者に入学支度金の貸付けも行っています。

窓口：教育委員会

育児休業給付金制度事業

(パパ・ママ育休プラス制度併用で最大1歳2か月まで)

父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能時間をお子さんが1歳から1歳2か月に達するまでに育児休業期間を延長する制度です。

これによって日本の育児休暇取得率を少しでもあげていただくもので、法律で認められた制度です。あくまでパパ・ママ育休プラス制度の定義として、育休の取得率が極めて低い父親が育休を取得しやすい環境を作るために作られた制度です。

教育ローン（教育一般貸付）

お子様の人数に応じて、幅広い世帯年収の方に対応（世帯年収 200万円以下の方には優遇制度もあり）した貸付制度です。

幅広い学校・多様な使いみちに対応

- 1) 大学・短大はもちろん、専門学校や高校の資金にもご利用可能です。
- 2) 入学金や授業料だけでなく、定期代やパソコン購入費にも使えます。日本学生支援機構の奨学金との併用もOKです。

問合せは、0570-008656

月～金 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00

※日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）は利用できません。

※全国から市内電話料金でご利用いただけます。

※ご利用いただけない場合（公衆電話、衛星電話、IP電話の一部、CATV電話など）は、03(5321)8656までおかけください。

※近くの店舗での相談・申し込みもできます。

